

# 第四次伊勢崎市違反広告物是正指導計画

## 1 目的

この計画は、景観形成の重要な要素の一つである屋外広告物の適正化を図るために、幹線道路沿線等に表示・設置されている屋外広告物を調査し、伊勢崎市屋外広告物条例に違反している屋外広告物広告物の広告主や設置者に対して文書による是正指導を行い、本市の良好な景観形成を推進することを目的としている。

## 2 期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日（令和2年度から令和4年度）の3年間

## 3 実施路線

この計画に基づく実施路線は、次のとおりとする。

### (1) 令和2年度

- ・国道354号 玉村町～太田市（11.9km）
- ・県道293号香林羽黒線と天満橋通り 国道462号（大正寺町）～豊城町交差点（6.3km）

### (2) 令和3年度

- ・国道17号 前橋市～太田市（11.8km）
- ・主要地方道39号足利伊勢崎線 信用金庫前交差点～太田市（7.1km）

### (3) 令和4年度

- ・主要地方道74号伊勢崎大胡線及び主要地方道18号伊勢崎本庄線 前橋市～八斗島町交差点（9.9km）

### (4) その他

市民等から違反広告物に関する苦情等があった場合には、随時に、是正指導を行う。

## 4 実施路線図

別紙のとおり

## 5 市民・事業者等への周知

### (1) 広報、市ホームページへ掲載

- ・広報いせさき 令和2年4月1日
- ・ホームページ 令和2年4月1日

### (2) 群馬県屋外広告物業登録業者及び、群馬県屋外広告美術業協同組合等の関係団体へ文書で通知

- ・発送予定日 令和2年4月1日

### (3) 都市計画課景観係窓口で、周知チラシ及び実施路線図を配布